（道路交通法施行規則の一部改正）

第四条　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第九条の十六第二号中「、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条第一項に規定する登録証明書」を削り、「登録証明書等」を「旅券等」に改める。

第十七条第二項第一号中「事項」の下に「（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、同項第二号中「外国人登録証明書等」を「旅券等」に改める。

第二十条第二項第二号中「本籍」の下に「（外国人にあつては、国籍）」を加え、同項第三号中「登録証明書等」を「旅券等」に改める。

第三十条の十二第三項第二号中「登録証明書等」を「旅券等」に改める。

第三十五条第一号中「（登録証明書等を含む。）」を削る。

（指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部改正）

第五条　指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し」を「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。」に改める。

（警備業法施行規則の一部改正）

第六条　警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「事項」の下に「（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部改正）

第七条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号イを次のように改める。

イ　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下同じ。）

第二十一条第一号イ中「生年月日」を「住民基本台帳法第七条第二号及び第五号に掲げる事項」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、同号ヘ中「イからホ」を「イからニまで」に改め、同号中ヘをホとする。

第二十一条第二号中イを削り、ロをイとし、同号に次のように加える。

ロ　出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード

第二十一条第三号中「前号イ又はロに掲げる書類及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項の資格外活動許可書又は同令第十九条の三の就労資格証明書」を「次に掲げる書類のいずれか」に改め、同号に次のように加える。

イ　前号イに掲げる書類（出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項の証印がされているものに限る。）

ロ　前号イに掲げる書類（出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第四項の証印がされていないものに限る。）及び同項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の四第一項に規定する就労資格証明書

ハ　前号ロに掲げる書類

第二十一条第四号中「第二号イに掲げる書類（特別永住者として永住することができる資格が記載されているものに限る。）」を「同法第七条第一項に規定する特別永住者証明書」に改める。

（探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号イ中「事項」の下に「（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、「（外国人にあっては、外国人登録原票の写し）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　第七条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第二十一条の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者が所持する改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

2　前項の規定により、登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

第三条　この府令の施行の日前にした行為に対する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十五条、第二十六条第一項、第二十九条、第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項又は第三十四条の規定の適用については、第七条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　この府令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第五十三号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十五号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十六号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十八日

総務大臣　川端　達夫

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第十四号中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。

第三条第一項の表㈠中「（別表三から別表四の二の七までを除く。）」を削り、同表㈣中「第六号様式（別表三から別表四の二の七まで）」を「第七号の二様式」に改め、同表㈤中「第六号様式別表四の四及び第九号の二様式」を「第九号の二様式及び第九号の三様式」に改め、同表㈦中「法人税に係る確定申告書」を「申告書」に、「（」を「及び申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書（」に、「第十二号様式」を「第十三号の二様式及び第十四号様式」に改める。

第四条の四の表㈠中「申告書の提出期限の延長の承認申請書（」を「災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書」に改め、同表㈡中「申告書の提出期限の延長の承認申請書（」を「申告書の提出期限の延長の処分等の承認申請書」に改め、同表㈢中「届出書（」を「申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書（」に改める。

第十条第一項の表㈤中「（別表三から別表四の二の五までを除く。）」を削り、同表㈦中「第二十号様式（別表三から別表四の二の五まで）」を「第二十号の四様式」に改める。

第十条の二第一項の表㈠中「（別表三から別表四の二の七までを除く。）」を削り、同表㈣中「第六号様式（別表三から別表四の二の七まで）及び第二十号様式別表四の二」を「第七号の二様式及び第二十号の四様式別表二」に改め、同表㈤中「第六号様式別表四の四及び第九号の二様式」を「第九号の二様式及び第九号の三様式」に改める。